

【論文】

# 江戸時代における「乱心」の取り扱いに関する一考察

コルネーエヴァ・スヴェトラナ

はじめに

近代法学の方針では、責任能力をもっていない者を罰しないことに立っている。現在は加害者の能力を問う制度として、罪を犯した者に対し精神鑑定を実施するなど、決まった手続きがとられる。江戸時代も現在も、自分がなしたことに対し一定の責任が伴うという考え方は変わっていないが、責任をどこまで、どのように取らせるべきか、また社会が求める責任の取り方に違いがあることは確かである。

本稿では、精神鑑定がまだ行われなかった江戸時代における精神異常、当時の言葉でいう「乱心」ないし「乱気」をめぐる、法規定ならびに人々の一般認識に目を向け、その有り様についてまとめるのが目的である。とりわけ喧嘩のような争いが起きた際、当事者の乱心状態が処罰免除もしくは軽減の事由になりえたかどうかに注意を払いながら述べていく。とりわけ、「乱心」と認定されることは有利であったのか、はたまた不利であったのかという問題意識をもって、「乱心」認定がもたらす帰結について考察を試

みる。

「乱心」とは具体的に何を指すのか。例えば、『日本国語大辞典』第二版（二〇〇二年）の「乱心」を引くと、①心が狂い乱れること。常軌を逸して分別をなくすこと。乱気。\*日葡辞書（一六〇三—一六〇四）「Ranxin（ランシン）。ミダレゴコロ〈訳〉錯乱した心。文書語」②江戸時代の刑法で用いた語。心が乱れ、心神喪失の状態になること。刑の軽減事由とされることがあった。乱気。③仏語。散乱するところ。煩惱などにとらわれて乱れる心、とある。

『広辞苑』第六版における乱心の項目に、心が乱れること。気のくるうこと。狂気。乱気。「逆上して—する」「—者<sup>もの</sup>」、と記されている。

右に挙げた辞典での解説から、広義での乱心は心が乱れて分別をなくす状態を指しており、狭義では江戸期の刑罰用語であり、刑の軽減事由になりえたことが確認できる。

そこですでに、乱心を扱った先行研究の概要と、それらが提示した主要な見解についての概略を行う。乱心の問題はこれまで、少なくとも二つの方法論、すなわち法制史と精神医学の分野から追究されてきた。

前者の分野において、石井良助の『刑罰の歴史』（一九五二年）、平松義郎の『近世刑事訴訟法の研究』（一九六〇—一九八八年）、高柳真三の『江戸時代の罪と刑罰抄説』（一九八八年）などの業績が挙げられる。

医学の立場から乱心を扱った研究として、昼田源四郎の「近世日本における民衆の狂気観について」（一九七八年）や「日本古代と近世における狂気と犯罪—責任能力についての判断を中心に」（一九九三

年)、岡田靖雄の「弘前藩『御国日記』」にみる乱心および自害」(二〇一一年)などがある。では、次節において各分野における代表的な研究をいくつか紹介しておくことにする。

## 第一節 先行研究の概要と動向

### (一) 歴史学および法制史研究における乱心をめぐる議論

本節では、江戸時代において精神異常がどのように認識されたのかを法的な見地から、先行研究に拠りながら探っていく。

平松義郎が『近世刑事訴訟法の研究』で、精神障碍しやうがいの状態を指す乱心について次のように述べている。

心神喪失、心神耗弱などの精神障碍は、病的と否と、永続的と一時的とを問わず、すべて「乱心」と呼ばれたが、比較的その程度の軽い者を「愚昧」ということもあった。乱心者であっても、通常人と同じく刑罰の執行をなすことを原則とし、死刑もまたこれを行ったのであるが、場合によって親類に押込を命ずることがあった。これは刑罰であるが、監護ないし予防処分的な意味をも有するものであった。乱心者については、しかし、未然に監護の処置をとるのが望ましいのはもちろんであり、とくに、放火失火など「火之元」の危険に対処するため、親族より官に請うて自宅に監禁保護する「檻入」の制度が、江戸、大阪、および在方において行われていた<sup>(1)</sup>。

右の記述から、江戸時代において、「乱心」はあらゆる精神異常をひっくるめて表す言葉として使われ、そして乱心した者は通常の人と同じく刑罰の対象と見なされ、罪を犯した乱心者に対し死刑も行つた、ということがわかる。乱心の予防ないし処置としては親族に預け監禁させる措置がとられたのである。

なお、高柳真三も『江戸時代の罪と刑罰抄説』（二九八八年）において、乱心に関する規定の成立ならびに改定、身分による扱いの差異、規定の適用例、乱心と愚昧ぐまいの違いなどを問うている<sup>(2)</sup>。高柳による解説は本稿の第二節にてやや詳しく取り上げる。

次に、細川亀市が「徳川刑法に於ける乱心者と幼年者」（一九四三年、『林志学法』所収）にて展開した議論を簡単に紹介しておきたい。細川によれば、徳川刑法においては心神喪失者と心身耗弱者とを概念的に明確に区別することなく、これを「乱心者」「乱気者」「氣違者」「騒気者」などといった。癩癩かんしやくの持病がある者をも乱心者として扱っていた。刑事責任を問題とする場合に、乱心者たることは乱心の常態にあることを必要とせず、問題となっている行為の時に於いて乱心の状態にある者を指した<sup>(3)</sup>。つまり、常に乱心の状態にいる必要はなく、事件を起こした時点で乱心していればその後正常に戻ったとしても、「乱心」と認定するには十分だという細川の指摘を念頭におきたい。

乱心者に襲われた被害者が傷などの傷害にとどまった場合、乱心と関係なく、『御定書百箇条』<sup>(4)</sup>第七一条にならって、人を傷つけた者は傷の多少によらず治療代として町人百姓は銀一枚を被害者へ渡さなければならなかった<sup>(5)</sup>。

乱心して打擲・傷害などに至っては被害者側からの出願があれば、加害者を容易に赦免していたと細川は述べている<sup>(6)</sup>。親を殴打した乱心者は牢入りとされたが、親や親類の出願があれば釈放された。妻を殺した乱心者は牢屋に拘禁され、赦免の出願者がいればこれを許した(なければ死罪)<sup>(7)</sup>。夫に傷害を加えた乱心者の妻も、出願によって赦免された。

細川によれば、幕府法における「乱心者」は心神喪失者も心神耗弱者も含まれているが、被告人が乱心者であるや否やは、当時においては法律上の問題であったために、乱心かどうかを決定するのは裁判役人の自由な判断に依っていた。法上の準則が存在しないなか、その判断は多年の経験に基づいてなされたので、一定の主観の入る余地があった。しかし、被告人にとつては、事実上乱心者であると否とを問わず、ともかく乱心者と判定されることは極めて有利なわけであるが、当時の裁判役人は単に無軌道の判定を下していたのではない。乱心者の刑は確かに普通人より軽減されてはいたが、決して責任無能力者ではないと細川は強調している<sup>(8)</sup>。

以上、細川の議論より、事件が起きた時点で乱心していれば「乱心」と判定されるのに十分だった点と、乱心判定は被告人にとつて有利だった点を確認できた。

今度は法学者中田薫が『法政史論集 第三卷上』(一九四三—一九七一年)第二〇章第二節「負責能力」において、幼年者と精神病者の刑事責任について呈した考えに目を向けた。それによると、古代の刑法は概して犯罪の事実を過重して、犯人の意思を不問に付し、幼年者・精神病者の行為もなお犯罪として処罰したのであるが、江戸時代には人が自己の行為に対して刑事上の責任を負うのは、是非の識別心が

あり決意をした場合に限るといふ論理が一般的に認められている<sup>(9)</sup>。

精神病患者・幼年者への処分に関して、江戸期の刑法では、乱心が確実であっても乱心者の刑を一等軽くしてもらうなど、正常者の犯罪と同一には扱われなかったが、刑を完全に免れることはできないと中田は念を押しており、この点で細川の見解と一致しているといえる。そして刑事責任の根拠について、御定書百箇条において立法者は明らかに、犯意の有無によって責任の有無を決していた。それは、百箇条の条文にある「乱心に於無紛は」という文言からわかるように、犯意が無いことを前提に正常者と区別し、処分も異にしている。それゆえに普通の人が犯意をもって行える犯罪よりも軽く罰しているのである。なお、立法者は初めから精神病患者・幼年者の犯罪行為は乱心の結果であり無分弁の致すところであることを熟知しているが、悪傾向のある精神病患者・幼年者は、社会に対して甚だ危険な存在であると見て、特にこれを処罰したのだと解するのが適当ではないかと中田は述べている<sup>(10)</sup>。

過失と故意について、中田は、過失罪は初め無罪だったが、頻繁に起きたので、重罪とみなされるようになったといっている。道徳の遵守よりも社会の実害が重視される傾向にあったためと中田はみているのである<sup>(11)</sup>。

以上、中田の議論からは、「乱心」は究極のところ「犯意がない」ことの証明である点と、乱心者は社会の安全を犯すゆえに拘束などの措置がとられるべきだという点、そして過失が次第に嚴罰の対象となっていた点を確認できる。これを念頭に置き、次項では精神医学の見地から見た江戸時代の乱心に関する研究成果の紹介に移る。

## （二） 精神医学研究における乱心をめぐる議論

ここでは、精神医学の立場から乱心を取り上げた主な議論を取り上げる。

まずは昼田源四郎が展開した乱心論の主要な特徴を挙げておこう。「近世日本における民衆の狂気観について——『日本精神医学思想史』序説——」（一九七八年、『社会精神医学』所収）という論文は江戸時代における一般民衆の「狂気観」を探ることを目的としており、当時の用語使いや精神異常の捉え方、乱心者に対する扱い<sup>(12)</sup>が議論されている。

昼田は、「原因不明の殺人や自殺について、『乱気』がその異常事態の説明原理として用いられ、人々を納得（おそらく安心も）させているという、『狂気』という言説のもつ社会的機能」に気づき、原因不明の殺人や自殺の際に乱心や乱気が便利な説明要因として利用されたと指摘している<sup>(13)</sup>。これは本研究にとって重要な視角である。

さらに昼田は、一九九三年に発表した「日本古代と近世における狂気と犯罪——責任能力についての判断を中心に——」という論文において、精神障害者の取り扱いについて、律令時代からすでに、精神障害者はその責任能力を充分問えない存在であるという観念が存在し、近世にも存続していたと述べている。しかし、近世については、少なくとも御定書が制定された時期に関していうと、実際の判決では減刑されず、厳しく処罰されることが多かったと指摘している<sup>(14)</sup>。

昼田は、時期的には江戸時代前期、御定書以前の仙台藩での士族に対する処置について、庶民と同様に士族の場合も、精神障害や酩酊にもとづく殺人であっても、人を殺せば死刑が原則であったと記してい

る。しかし、殺害の相手が自分より身分の低い者の場合は、通常は切腹であるはずのところを、精神障害者では永牢（通常は終身刑）か、もしくはは親類預けのうえで座敷牢への収容へと減刑された<sup>(15)</sup>。

次に、具体的な事例研究に、仙台藩の乱心者に対する刑罰を取りあげた石井厚の論文（一九九一年）を取り上げる。

石井は、仙台藩の成文刑法典である『評定所格式牒』（元禄十一（一六九八）年制定）の中から乱心に関連する条文として次のものを挙げている。

#### 乱心者之類

一、乱心人を殺候へは、殺候者之親類に被下死罪、疵を付候へは親類に御預、親類も無之

凡下等は永く牢に入置申候

但、先年乱心致兄を殺し候者御座候。是は磔に罷成候

#### 酔狂人之類

一、酔狂致大小を抜所を噪し、又は人に疵付候者他国御追放、人を殺候へは死罪に被相行候<sup>(16)</sup>（後

略）

『評定所格式牒』が制定された頃は戦国時代の名残りをとどめた重刑主義の時代であって、嚴罰を課す



ことで、威嚇によって犯罪を防止しようとする傾向があったとされている。

とりわけ武士とそれ以外の凡下の者との身分による刑罰上の差、主従・親子の関係を乱すことを特に重視して重い刑罰を与えるという封建的道德観の影響がみられる。

石井厚の見解によれば、仙台藩において、精神障害者の犯罪に対して、責任能力上の考慮が一切払われ、<sup>(17)</sup> 享保年間までは死刑に次ぐ重刑として牢朽、永牢<sup>(18)</sup> という制度があり、その後まず牢朽が廃止され、さらに延享二（一七四五）年には永牢も廃止されて遠島に代えられたが、乱心者に対する永牢だけはそのまま存続されたというから、乱心犯罪者に対する処遇は一段と厳しいものであったといえる<sup>(19)</sup>。

そして、法典の条文と実際の判決の間に違いがあった。石井いわく、刑罰の言い渡しの上では、時代によって重刑に傾いた時期と寛刑に傾いた時期があったと思われる。享保六年（一七二二）、仙台藩の宿老であった遠藤守信が殺人犯以外には死刑を廃止し、殺人疑惑者以外に拷問も行わないようにと献策したと伝えられている。その後徐々に刑罰が軽減されるようになり、一八〇〇年代に凶作の影響などで犯罪が増加するにつれ、再び重刑に傾いていったとある。また、藩主の個性によって量刑が左右される場合もあった。また、被告人が家柄の武士であれば、祖先の功績によって刑を軽減されるということも行われた<sup>(20)</sup>。

なお、どのような行為が乱心と見なされたのか。何より、家柄にあるまじき行為をした事が乱心の証拠とされ、同様に理由のない出奔はそれだけで乱心とされた可能性もある。石井厚の言葉を挙げれば、「乱心とは、人がそれぞれの生活環境に於いて守るべき基準（norm）を逸脱（ab—）した状態であったと思

われる」のである。乱心という判断は誰によってなされたのかという点、「刑罰記によってみる限り、医師の判断を仰いだとは考えられない。恐らく衆目の見るところに従って、奉行が乱心と認定したものであろう」と石井は述べている<sup>(21)</sup>。

次に、岩崎大輔と新福尚隆が共著した「江戸期における精神障害者の法的処置に関する研究」(二〇〇九年、『精神医学史研究』所収)を取り上げる。ここでは乱心者を精神障害者と見なすという前提に立ち、一七世紀末葉の刑事判例集『御仕置裁許帳』<sup>(22)</sup>に収録されている「乱心之者」の具体事例を通じて、当時の裁判における乱心者の法的処遇について分析と考察が行われた。具体的には、著者は、『御仕置裁許帳』収録の九七四例から、「乱心之者」事例二八例と、彼らと同じ罪科で裁かれた「健常者」事例六九例とを選出して、比較検討した。その結果、いくつかの「乱心之者」事例において「乱心」を理由とした減刑が確認され、斟酌のあり方についても「申請型」「裁量型」「恩赦型」「その他」の四つのカテゴリーに分類された。ほとんどの事例は親族・知人などに対する傷害・暴行・殺人の例を占めていた<sup>(23)</sup>。

著者によると、江戸前期において、国民を対象とした刑法典が存在しない時代であり、裁判が裁量・慣習法・先例で進められていたことから、乱心者の犯罪に関しても、奉行は先例・自らの心情・社会的反響などに留意して判決を下す必要がある、このような点において、「乱心」に対する社会的な認識が「乱心者」の裁判に少なからず影響を与えていたと思われる<sup>(24)</sup>。

岩崎と新福の見解をまとめると次のようになるであろう。抽出された事例から、「乱心」を斟酌する慣習は存在したが、同時に「乱心といえども、上下の身分を弁えない重大な犯行行為を看過することはでき

ない」<sup>(25)</sup>という価値観も存在していたことがわかる。しかし、判例の原文には「乱心と申候え共」の文言もあり、「乱気・乱心」を刑の軽減の要素としてみなしていなければ、文中に存在すること自体が不自然であるといえる。その点において「乱気・乱心」が裁判に一定の影響を及ぼしていることは明らかである。つまり、乱心といえども、上下関係を弁えない重罪は重罰を受けるが、重罪を除いた犯罪においては「乱心」の事実が裁判に影響を及ぼしている。「上下関係の秩序」が「乱心之者に対する配慮」よりも重視されていたことが窺えると二人の著者は指摘している。加害者を赦免した後にその「乱心の養生」が試みられることもあったが、江戸においては「隔離による社会秩序の維持」という思潮もまた強かったため「座敷牢」に入牢させられることもあった<sup>(26)</sup>。

以上、乱心者への法的配慮の問題について、『御仕置裁許帳』に収録されている具体的事例をもとに、「気違・乱気・乱心」等の精神疾患をかかえる者への裁判における配慮は少なからず存在することが判明したと著者たちは結論付けている。それは、「赦免申請の一事由」、あるいは「奉行の裁量」というかたちで斟酌されていたが、「上下関係」を弁えない犯罪は、加害者の「気違・乱気・乱心」の有無にかかわらず厳罰に処される傾向にあった<sup>(27)</sup>。

最後に、岡田靖雄の「弘前藩『御国日記』にみる乱心および自害」(二〇一一年、『日本医史学雑誌』所収)という論文を紹介する。

岡田は、弘前城中で寛文元(一六六一)年から慶応三(一八六七)年までに記録された『御国日記』をもとに松木明知・花田要一が医事関係部分をまとめた『津軽医事文化史料集成 御国日記』の上下巻から

乱心および自害・自傷の事例を選び論文に一つ一つ簡単に紹介した(乱心一二例、乱心による自害・自傷一六例、乱心による他害三例、飲酒他害一例、乱心などの記載のない自害・自傷一三例、計四五例)。

考察において、「気違」・「乱気」から「乱心」へと江戸時代に乱心の呼称が変遷したという板原和子と桑原治雄の指摘(「江戸時代後期における精神障害者の処遇」一九九八—二〇〇一年、『社会問題研究』所収)については、『御国日記』では前半は「乱気」という使い方が多く、後期は「乱心」が多くなるが、事例数が少ないためこの傾向は決定的だといえないと岡田が述べている<sup>(28)</sup>。

もう一つ、乱心者の監禁処遇についての手続きが慣習化されたかどうかの問題について、岡田が依った資料にみる限り、弘前藩では、個別的届けはあっても、慣習化・制度化を示すものは見いだせなかった。

以上の諸議論を踏まえ、続く節では乱心をめぐる江戸時代の具体的な規定を中心に確認していく。

## 第二節 江戸時代の乱心者に適用された法的処置

### (一) 乱心者の刑事責任の問題

ここでは、高柳真三の『江戸時代の罪と刑罰抄説』(一九八八年)を手がかりに、江戸時代の乱心者の刑事責任を巡る処置について見ていく。江戸時代、乱心者であっても人を殺せば原則として死刑(下手人という、死刑の中の一審軽い刑)に処せられた。ただし、殺人者が乱心している確証があるうえに、被害者側の主人ならびに親類等から加害者に対する下手人宥免の願い出があれば、詮議すなわち審議をして願いを認めることが可能だとされた。しかし、もし被害者が加害者の主人あるいは親であれば、確かな乱心

者であっても宥免願は認められないばかりでなく、死罪に処せられる。身分制が敷かれ、上下の秩序を社会の基礎に置いていた当時において、主殺し・親殺しは最も重い罪とされたためである。

乱心者が殺人を犯したときの処置には一時的変動（後述）があったとはいえ、これを下手人とする原則は、江戸時代を通じて維持された。ただし、乱心の場合は、被害者側から加害者の宥免願を出しうるものとし、審議のうえ、下手人を免除することが可能だった。これに対し、酒狂の場合は原則として下手人にし、被害者の主人あるいは親類が加害者の宥免願を出しても、それを受理しないことになっている。江戸時代中期になると、『御定書百箇条』に明記されているように、酒狂による殺人と乱心による殺人とは別々に取り扱われたことは興味深い。

なお、乱心者の刑事責任をめぐることのような規定ができるまでの経過において、いくつかの変遷が見られる<sup>(29)</sup>。高柳の記述に沿って簡単に記しておく。

時代の推移で見れば、まず江戸初期（元禄一〇（一六九七）年以前）には、女房や子供を殺した乱心者に科刑の宥免を認める傾向にあったが、後には一般に人殺をした乱心者に対しては死刑をもつてのぞんだ。享保二（一七一七）年までの二〇年間は、規定を改める動きがあった。具体的に、乱心者は「本心者」（健常者）と違うとの理由で、これに牢舎あるいは永牢を言い渡し、もし本心に戻っても遠島を申し付ける基本方針を決定しているのである。

ところが、享保二年の改正でこの方針が捨てられ、それ以前の制度へ戻り、それが『御定書』として確立された。さらに乱心者が犯した殺人で乱心者を処刑するという原則に対して、もし武士が乱心して身分

の軽い百姓町人を殺した場合は、下手人に処せず御構なしという優遇が設けられた<sup>(30)</sup>。

時系列でみると、規定の方針変更に際してもっとも特徴的だったのは元禄期の後半に見られた、乱心者と正常者とを区別する方針と、享保期以降に見られた、犯罪者を一律に扱う方針と並んで、武士の身分的特権を肯定する傾向、と方針が修正されていった。元禄期の緩和傾向の説明に当たって、高柳は法の理論を用いて、「刑事責任に対して主観主義的な考え」がとり入れられたものと見て、結果重視という素朴な客観主義の立場から一步を踏出した進歩的改正であったと評価している。一方、高柳は、享保二年の改正は、八代將軍吉宗の刑政改革のなかに窺がわれる主観主義への是正の傾向とは異なった方向を目差していたと述べている。すなわち武士を優遇するという例外を許容していたのは、武士と庶民との身分秩序を維持しようとしていたものであって、それは主観主義的な考慮に基づくものではないと論じた<sup>(31)</sup>。

昼田源四郎が『疫病と狐憑き』（一九八五年）において、「乱心者の責任能力」という項目において、殺人・傷害・その他に分け、関連する事例を詳しく分析している。先に紹介した昼田による著作同様、舞台は東北の寒村であった奥州守山領（現・福島県郡山市の一部）の村々であり、一四二冊からなる『御用溜帳』が用いられた。民衆の生活ぶりの詳細な記録で、庄屋（陣屋）が書き記したものである。

昼田は連帯責任について次のように指摘している。当時の刑法である『御定書』においては「連帯責任主義」がとられており、殺人を起こした場合、一般的にはたとえ犯罪者自身が自害しても、その周囲は処罰を免れなかった。ただ乱心者による犯罪の場合は例外で、本人の責任能力について大幅に考慮されたのはもちろんであるが、通常であれば当然「連座」させられる親族の責任も不問にふされた。ただし乱心で

はあっても犯行の予測が十分可能であったと判断された場合はべつで、親族の監督責任が問われた<sup>(32)</sup>。

傷害事件について、酒狂（酩酊状態）による傷害事件は多いと昼田は述べている。そして、ほとんどは喧嘩のうえでの傷害事件である。酒狂は減刑対象にはならなかった<sup>(33)</sup>。

昼田によると、「乱心」という言葉は医学用語ではなく、むしろ行政・司法用語であり、外苑の広い言葉であった。守山藩の事例でみる限り、乱心の判定に際しては、事態の了解可能性がかなり考慮されていたようにみえる。「乱心」とされている多くの例では、「本性」「本心」「正気」の状態にない、人格の同一性を欠いた例外状況であること、その言動が了解不能であることが述べられている。これは逆に言えば、たとえその言動がかなり奇異なものであっても、その原因や意図が一件了解可能と見える場合は、責任能力について厳しく判断されたのである<sup>(34)</sup>。

昼田の見解では、江戸時代の酩酊状態に関する取扱いは、ある意味非常に合理的で筋の通ったものに見える。「酒狂」と表現された一般の酩酊犯罪の場合、酩酊という状態はみずからの自由意志にもとづく飲酒行動より招来した結果であり、その原因においては自由な行為である。そのため「酒狂とは申しながら」と、犯行の実行行為時における情状への言及はありながらも、完全責任能力を認めた厳しい処罰が下されたのであろう。「酒狂」でも「乱心」と併記されるような病的酩酊やアルコール幻覚症の場合は「乱心」に準じて減刑されているが、これも、昼田によれば、今日的にみても、妥当なところと思われる<sup>(35)</sup>。

昼田の分析を要約すると、乱心の場合、責任能力に対する配慮がなされ、犯罪の如何にかかわらず大幅に減刑されるのが普通だった。ただし殺人罪の減刑にあたっては、被害者感情に対する十分な配慮がなさ

れ、被害者側の了解を減刑の要件とした。乱心者本人の責任は問われない場合でも、その危険性がある程度予測できたと判断された場合には、親兄弟あるいは親類・組合などが注意義務を怠ったとして処罰された<sup>(36)</sup>。

「乱心」判定の有利不利について考えるうえで、昼田源四郎の指摘が示唆的である。すなわち、乱心に関するイメージであるが、現代の精神病をめぐる偏見に通じるものが、江戸時代の守山藩の例から読み取れる。精神障害者は一般的に、保護と同情を与えられるべき存在とみられていた反面、それ以上に、何をしでかすか予測のつかない、危険な存在と考えられていた。藩側も、特に他領に逃亡しないよう親類や五人組に厳命を出していた。この藩側の反応は、乱心者が他領で何か事件を引き起こしたらその監督責任を問われることを恐れたためだったのではないかと昼田はみている。また乱心者を逃すことは不面目と考えられた<sup>(37)</sup>。司法制度上は減刑されるという有利性をもっているが、社会では「異常者」というラベルを貼られて管理されるという負の側面を含蓄している。とりわけ社会的な地位が高い人にとってはこの判定は不面目を意味し、それを極力避けることも考えられる。

事実、元禄一四（一七〇一）年三月十四日に江戸城の大廊下（松之廊下）で起きた有名な元禄事件において、吉良を突然切りつけた浅野は、現場で彼を取り押さえた梶川与惣兵衛頼照に対し「私は乱心していない。あなたが組み留められたのはごもつともなことであるが、放してくれ。討ち損じたうえは御仕置をお願ひする。無体な刃傷はもうしないから手を放してくれ、烏帽子を着せ大紋の衣紋（着付け）を直し、威儀を正させてくれ」と言ったが、梶川はしばらく放さなかった<sup>(38)</sup>。



その後は浅野と吉良が個別に取り調べを受け、浅野が吉良に対する私的な怨みを訴え、詳細な動機を語らず、終始正気であることを自ら主張した。このことから、浅野自身は「乱心」認定を回避したかったと見受けられる。

一方、吉良は、どんな恨みを受けたのかと問われ、「拙者には何の恨みをうける覚えもなく、浅野の乱心とみえる。老体の身ゆえ当方が恨みに思うこともないので方々覚えなく、外に申すこともない」と言った<sup>(39)</sup>。「浅野の乱心ではないか」と刃傷の原因を推測した吉良の発言は、昼田に倣えば、原因不明の言動の説明を試みたものと解せる。さらに、その背景には、減刑や穏便な決着を望む心理ないし当時の社会通念を読み取ることも可能だと筆者は考える。この推察を立証するには更なる分析が必要であり、別の機会に委ねたい。

乱心は特定の場合において刑罰の免責事由になりえたとなると、実際は当事者が乱心していなかったのに乱心していたという嘘の証言をするなど、この制度を悪用することが十分に想定される。そうなれば、公権力者側から見て、宥免や減刑の取り計らいを講じるに当たって、慎重にならざるを得ない。後述するように、『御定書百箇条』の規定の改正において、この点も考慮されたのである。とりわけ、乱心の証拠が問題になってくるのは宥免願いの提出の際である。御定書が制定されてから、乱心者が殺人を犯した場合、確証が揃っている状態で被害者の親類などが宥免を願い出れば、死刑が免じられることが慣例になっていた。

高柳によれば、興味深いことに、宥免の願いが出せるのに出してこない被害者の親族に対し、奉行所か

ら宥免願いの提出を促す事例が記録されている<sup>(40)</sup>。ただし、「致乱心、即時二人を殺候節ハ、其相手下手人被仰付候、是は喧嘩ニ而人を殺候上、下手人可遁ため乱心之躰ニ成候ものも可有之哉、実否難分故ニ候、乱心無紛、殺され候者之親類、相手下手人御免之儀願候得は、願之通被仰付候」の「下手人可遁ため乱心之躰ニ成候ものも可有之哉」という語句からわかるように、下手人を逃れるために乱心を装う者もいるかもしれないことを奉行筋が懸念していたのである<sup>(41)</sup>。

権力主体者側の慎重な姿勢をみると、遺恨の有無（もともと遺恨があつて喧嘩に及んだのか、あるいはその場で突然精神が乱れて分別できない状態で喧嘩に及んだか）が、当時は事件の取り調べにおいて重大な事柄であつたと推察できる。また、犯罪者が犯罪時より前から乱心していたか、あるいは罪を犯した時点から乱心したかというポイントも重要であつた。

乱心と判定されることによつて、利点はあつたのだろうか。仙台藩での事例を分析した石井厚によれば、「時には、故意に乱心と偽り、後でその事が露見して処罰されたという例もあるが、乱心者の犯罪といえども原則的に正常人と同様に処罰され、正常人が流罪となる場合、乱心者は永牢あるいは牢朽という一段重い刑罰が与えられるのだから、乱心と判断される方がかえつて不利であつたとも言える」とある<sup>(42)</sup>。

次項では、乱心の処分を伴う条件について、身分の違いに注意しながら見ていく。

## 二二 乱心者が傷害致死に及んだ際の処罰内容と身分の関係

前出の『江戸時代の罪と刑罰抄説』の第四章、「江戸時代の乱心者の刑事責任」において高柳は『御定書』の規定を中心に乱心・乱気にかかった者の刑事責任について分析している。それによると、江戸時代前期に記録されている乱心者による犯罪は、加害者の身分は町人などが多く、被害者が主に女房や子供であった。それに対し親類や五人組が赦免を願出て、聞き届けられている<sup>(43)</sup>。

高柳は殺人や放火を犯した際の乱心扱いに目を向け、殺害については、「乱気二而人殺之事」という『御定書』第七八条を挙げている（放火犯への処置については本論と直接関係がないため割愛する）。その条文には、

### 七十八 乱気二而人殺之事

享保六年、元文三年極

一、乱心にて人を殺候共、可為下手人候、然共、乱心之証拠慥ニ有之上、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免之願申におゐてハ、逐詮議、可相回事、

享保六年極

但、主殺、親殺たりといふとも、乱気無紛におゐてハ、死罪、自滅いたし候ハ、死骸取捨に可申付事、

享保十九年極

一、乱心にて其人より至而軽キものを致殺害候ハ、下手人に不及事、

寛保二年極

但、慮外者を切殺候時、切捨二成候程之高下と可心得事<sup>(44)</sup>（後略）。

とある。これらの規定はそれぞれ享保六（一七二一）年と一九（一七三四）年、寛保二（一七四二）年という、江戸時代が中盤に差し掛かった頃に極（定）められ、それ以降の処分を規定している。その中身とは、先に触れたように、乱心状態であつても、人を殺したら原則として下手人の刑に処せられる。ただこの場合、殺人者が乱心している確証があるうえに、被害者側の主人ならびに親類などから加害者に対する下手人宥免の願出があれば、詮議を遂げて願いを認めることがありうる。しかしもし被害者が加害者の主人あるいは親であれば、確かな乱心者であつても宥免願は認められないばかりでなく、死罪に処せられる。つまり、主殺・親殺し以外の殺人の場合、乱心の証拠が揃つて、そして被害者の主人や親族から赦免願いが出されたら、死刑は免じられることが可能だつたということにある。

最初の規定から十数年経つた享保一九（一七三四）年には乱心者に対する例外的<sup>(45)</sup>な扱いが明文化された。そこに身分による取り扱いの差異がはつきり現れたのである。高柳によると、もし被害者が加害者よりいたつて身分の軽いものであつた場合には、その加害者は下手人、つまり死刑に処せられない。この場合、低い身分の者というのは、「慮外者」として切捨が許される程度の者とされているから、それは御定書第七一条の「人殺并疵付など御仕置之事」の中で切捨を認めた規定に、「軽キ町人百姓」とあるもの

にあたり、加害者は足輕程度（士外、つまり士分ではない）の者でも、規定の適用範囲であった<sup>(46)</sup>。武士階級の優遇について、第一節の第一項に取り上げた石井厚の論文において次のように述べられている。

醉狂によって百姓を傷害致死にした武士が、法に従って切腹を申し渡された例（享保一三年、只野兵左衛門）があるが、同様に醉狂の上召仕を手討ちにした武士が遠島で済んだ例（享保三年、菅野庄之助）もある。これは寛刑主義に傾く以前の事であるが、被害者が召仕であり、手討ちの形をとっている事が減刑の理由となったかも知れない<sup>(47)</sup>。

石井によれば、幕府法においても乱心者の刑事責任は原則として普通人と同等とされていたのであり、乱心した武士が低い身分の者を殺した場合は、乱心という事に重きを置いたというより武士階級の優位性を認めただけのものと思われる<sup>(48)</sup>。

武士については、享保一九年の規定改正において身分上の特定の優遇が認められたことは確かであるが、それでいて、ある時節と場面では乱心が罰の減少の理由にならなかった<sup>(49)</sup>。具体的にいうと、武士が勤務中に乱心して傍輩などを殺した場合、確かな乱心であっても、原則として宥免が認められなかったのである。その際、親類から宥免願いが出されても、支配側がそれを認めないのが基本で、そういう例が少なからず記録されている。たとえば、次の事件を挙げておく。

『御仕置例類集』所収の寛政二二(一八〇〇)年の事件記述に、大御番頭堀江近江守から、同人の御預り同心岡部源次という武士が「相組同心松本孫六え為手負候二付、相糺候処、孫六儀、源次より意趣遣恨可受覚無之由申之、同人儀前後申口も相分不申、全乱心之様子ニ相見候処、孫六儀は同夜相果候二付、追々惣与力同心共も相糺候処、源次孫六常々不和成儀無御座、尤意趣遣恨有之趣も承り不申、聊心当り之義無之、乱心仕及右始末候儀と存候段一同申聞、全乱心之様子ニ御座候処、乱心ニ無紛上は右対源次遣恨等無御座候間、同人助命之儀相願候段、孫六父竹内与平太并親類共一同申立候旨、別紙相添申上云々」とあるように、加害者の乱心が確かなうえ、被害者の親類から宥免の申出があつたが、これに対する評議では「源次儀、乱心とは相聞候得共、為在番罷越候道中にて傍輩を及殺害候は、公儀え対し候趣意も御座候間、仮令被殺候もの之親類共申分無之候とも、助命ハ相成間敷ものニ御座候間、近江守方にて、松本孫六を及殺害候始末は、相糺申上候儀に付、源次儀は近江守方にて下手人可申付旨、被仰渡可然哉ニ奉存候」という意見がまとまり、その通りに判決を迎えた<sup>(50)</sup>。

高柳によれば、右の事件の裁決において宥免願いを認めなかつたのは、記述に見えるように、公務に服している者がその服務中に同役を殺したのは、特に責任が重大であると考えられたためであろう<sup>(51)</sup>。勤務をそつちのけ、同僚や仲間絡むような行為は、奉公人の自覚不足として、「公儀え対し候趣意」(公儀に対する意趣)、すなわち公の法を無視した態度として解され制裁を受けていた。

前出の著書において高柳は、乱心者が殺人を犯した際にかれを下手人とする原則は、江戸時代を通じて維持されたことを強調したうえ、次のように結論付けている。

しかし御定書では、被害者側から加害者の宥免願を出しうるものとし、実際においてはこれを出させることが例になっていたと考えられる。したがって結果において免責されることが少なくなかったと見られるが、そのことが被害者側の意思にかけられていたところに、刑罰を復仇の代用と考えた刑罰観が窺われるとともに、そういう手続を経た上ならば、免責してもよいという程度の免責理由が考えられていたといえる。しかし主殺・親殺の場合は死罪とし、かつ宥免願を認めなかったこと、武士がいたって軽い身分の者を殺したときには下手人を免じたことは、当時の主従・親子ならびに武士と庶民というごとき身分関係の權威を護ろうとする特殊な意識が、入りくんだ特例をつくり出しているのである<sup>(52)</sup>。

以上のように、乱心が疑われた際、宥免願は「出しうるもの」で、かつ被害者側に提出を促すことが恒例化していたという高柳の指摘は、乱心認定と処置を理解する上で有益である。被害者側から宥免願が出されたかどうか、そして事件の認定において乱心の有無（恣意的な判定も含め）がいかに作用しているかに留意しながら、具体的な争いの処理法の実態について考察を深める必要がある。

## おわりに

江戸時代前半期において、乱心、すなわち精神異常の状態で傷害致死に及んだ場合の加害者に対する裁き方について、法制史と精神医学の両面からアプローチがなされてきた。その成果をまとめると、次のよ

うになるであろう。

乱心の判定については、現代と違って、犯罪の前後に正気であっても、少なくとも罪を犯した時点に乱心していれば、乱心の確証とみなされたのである。

『御定書百箇条』制定以降、どんな理由であれ、傷害致死に及んだという事実を重視する客観主義が主流であったなか、乱心者であっても何らかの形で責任を負うのが通常とされていた。特に被害者が主人もしくは親の場合、死罪を免れることはなかった。逆に、庶民と武士のように、被害者の身分が加害者のよりかなり軽いうえ、慮外（無礼行為）が証明された場合、身分が高い加害者に対し死刑を免じるという特別な措置が規定された。また、勤務中の武士が人殺しに及んだ場合、乱心であっても厳罰を与えられた。

右の特殊なケースを除けば、被害者側から赦免願いが提出されれば、それを認めるのが当時の慣例であった。それどころか、高柳によれば、赦免願いを出すよう、被害者側に対し奉行から積極的に働きかけたといわれている。このことから、幕府の法においては、被告人にとって、乱心と判定されるのは有利であったといえる。ただし、藩によっては事情が異なっていたことが先行研究から明らかになっている。紹介したように、石井厚が仙台藩での処理法について、乱心していることが刑罰の軽減にさほど有効ではなかったと指摘しているように、必ずしも全国的な統一が見られないのは興味深い点である。

江戸時代、乱心判定の有利性について、本稿では問題提起にとどめ、議論を深めることができなかった。今後は事例を蓄積した上で当事者ごとに分析を進めることにする。



## 注

- (1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、(一九六〇)一九八八年、九八二―九八三頁参照。
- (2) 高柳が取り上げた、酒狂および乱心に対する処罰を定める『公事方御定書』のそれぞれの規定は、明治初期に編纂された、江戸幕府の法令集である『徳川禁令考 後集IV』において、ほぼそのままの形で見える。『徳川禁令考』ではそれに加え、伺いや判例も加えて記載している点において参考になる(高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣、一九八八年参照)。
- (3) 細川亀市「徳川刑法に於ける乱心者と幼年者」『林志学法』一九四三年、二―三頁参照。
- (4) 「公事方御定書」(御定書、御定書百箇条ともいう)は八代將軍・徳川吉宗が享保の改革の一環として法制の整備を志し、寛保二(一七四二)年に制定した、幕府の基本的刑法典である。これによって、江戸幕府の罪刑体系はある程度整備された。御定書は上下二巻であるが、下巻がいわば刑法内規集で百三条からなっているため、俗に『御定書百箇条』と称される。幕府の刑事裁判ではこの御定書と判例を基準にして罪と罰を決めた。『御定書百箇条』は幕府の直轄地の一般庶民に適用された刑法典であるが、一部は下級武士に対しても適用され、旗本や御家人の知行地でも用いられた。昼田によると、各藩においても、わずかな例外を除いては、これを準用したり参考にしたりしながら藩令を制定した。守山藩の場合も、「寺訴訟」という独特の弁護制度が慣例としてあった点を除けば、ほぼ『百箇条』に準じて犯罪人の取扱いがなされた(平松義郎『江戸の罪と罰』平凡社、(一九八八)二〇一〇年、九三頁参照・昼田源四郎『疫病と狐憑き―近世庶民の医療事情―みすず書房、一九八五年、一一九頁参照)。
- (5) 前掲「徳川刑法に於ける乱心者と幼年者」、三頁参照。
- (6) 同書、一三頁参照。
- (7) 同書、一〇―一一頁参照。
- (8) 同書、一三頁参照。
- (9) 中田薫『法政史論集 第三卷上』岩波書店、(一九四三)一九七一年、七三四―七三五頁参照。

- (10) 同書、七三六頁参照。
- (11) 同書、七三九頁参照。
- (12) 昼田が検証・論証の材料に用いたのは陸奥守山領の『御用留帳』（元禄一三年から慶応三年まで約一四〇冊）である。そこには公私にわたる事柄が記載されていて、そこから当時の人々が「狂気」ととらえる事例が採取された。事例を対象に、用語、精神異常の認識・説明、それに対する処置などの検討が行われた。
- 用語の出現率でもっとも多いのは乱心（三七・九％）で、その次が酒狂（三四・五％）、狐付、乱気、狂気、心乱、氣乱、物付、肝症、血方である。特に「乱心」「酒狂」「狐付」「乱気」などの言葉は比較的しばしば使われた。「酒狂」の事例は、単純ないし複雑酩酊と思われる状態での暴行傷害事例が多い（昼田源四郎「近世日本における民衆の狂気観について―『日本精神医学思想史』序説―」「『社会精神医学』第一巻第一号、別冊、星和書店、一九七八年、七九頁参照）。
- 著者の説明によれば、「自殺、殺人、突然の欠落、興奮、放心等種々であるが、一言でいえば、いずれも常識的、日常的生活規範から逸脱した言動であり、それは同時に、人格の連続性が絶たれた状態、即ち、『本正（性）』『本心』が無くなり、『付（憑）』かれた状態である」とある（同書、八〇頁）。「狂気」「乱心」は、多くの場合『病気』であると認識されており、『狐付』とは区別されて考えられている」とのことである。うつ病は病気と認識されていたが（「塞ぎ」の状態）、その場合は「乱心」等の言葉は使われていない。精神異常は多くの場合「病気」と認識されており、医師による治療や薬物療法も試みられていた（同書、八五頁参照）。
- 昼田は、乱心者に対し指籠入（＝座敷牢）という処置が主に成されていたと述べている。これはあくまでも自宅での隔離であって、西欧における集団的隔離のようなものではない。乱心者は何をしでかすか予測のつかない危険な存在という認識があったので、乱心者を社会から隔離させた。
- (13) 前掲「近世日本における民衆の狂気観について―『日本精神医学思想史』序説―」八五頁。
- (14) 昼田源四郎「日本古代と近世における狂気と犯罪―責任能力についての判断を中心に―」中谷陽二編『精神障害者の

- (15) 責任能力―法と精神医学の対話』所収、金剛出版、一九九三年、一三四―一三五頁参照。  
同書、二三五頁参照。
- (16) 石井厚「仙台藩の乱心者に対する刑罰」(土佐林一教授退官記念論文集編集委員会編『障害児教育と構成能力ブロック  
検査』土佐林一教授退官記念論文集』所収、一九九一年、七六頁。  
同書、七六頁参照。
- (17) ながろう、えいろうと読む。終身刑を意味している。
- (18) 前掲「仙台藩の乱心者に対する刑罰」、七六頁参照。
- (19) 同書、七七頁参照。
- (20) 同書、八〇頁。
- (21) 『御仕置裁許帳』は、明暦三(一六五七)年から元禄二二(一六九九)年までの江戸における刑事事件の判例を収録した先例集である。町奉行所の吏員の手で編纂されたとされる公式の判例集で、裁判における先例の重要性が認識されるに至り編纂されたと考えられる。江戸前期における裁判を知るための重要な史料の一つである(岩崎・新福「江戸期における精神障害者の法的処置に関する研究」『精神医学史研究』Vol.13 No.2、二〇〇九年、九七頁参照)。
- (22) 岩崎・新福「江戸期における精神障害者の法的処置に関する研究」『精神医学史研究』Vol.13 No.2、二〇〇九年、一〇五頁参照。
- (23) 同書、九六―九七頁参照。
- (24) 同書、一〇〇頁。
- (25) 同書、一〇〇―一〇三頁参照。
- (26) 同書、一〇五頁参照。
- (27) 岡田靖雄「弘前藩『御国日記』にみる乱心および自害」『日本医学雑誌』二〇一一年、三四九頁参照。
- (28) 乱心に関する基本方針の変動について高柳は次のような規定を石井良助編の『近世法制史史料叢書』の別篇に所収さ

れている「享保撰要類集」第一の二の三から引いている。「元禄十五閏二月相極候は、乱気にて人殺候者、本性ものとハ違候間、向後は半舍付、様子次第ニ其儘永牢にて差置、其上若本性ニも成候ハ、遠島ニも申付可然候、品ニよ  
り解死人ニ可成子細候ハ、其節何有之筈ニ候」というものであるが、享保二年一〇月に至つて『自今以後は乱気にて人殺候とも、可為解死人候、本性にて人を殺候も、乱気にて殺候共、同前之御仕置ニ候間、可被存其趣候、但、元禄十五閏二月相極候以後、至于今永牢にて差置候もの有之候ハ、是は可為其通候』というふうになつた。享保六年にはさらに右の書付に但書がつけ加えられて『但、主殺親殺火附たりといふ共、乱気にて候ハ、死罪一通ニ可被相心得候、右之通ニ候間、致自滅候ハ、死骸不及塩詰、取捨ニ可仕候』と定められ、主殺親殺火附の場合には死罪とすることになつた』（前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九六―九七頁）。

(30) 前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九七頁参照。

(31) 同書、九七―九八頁参照。

(32) 前掲『疫病と狐憑き―近世庶民の医療事情』、一一三頁参照。

(33) 同書、一一六頁参照。

(34) 同書、一二二頁参照。

(35) 同書、一二五頁参照。

(36) 同書、一二五頁参照。

(37) 同書、一〇二―一〇三頁参照。

(38) 赤穂市総務部市史編さん室編『忠臣蔵 第一巻』赤穂市、一九八九年、三一―四頁。

(39) 同書、九頁。

(40) 例書の三五『乱心ニ而兩人切殺候もの之事』に見える延享元年二月の仕置例（前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』、九九―一〇〇頁参照）が挙げられる。

- (41) 前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九九―一〇〇頁。
- (42) 前掲「仙台藩の乱心者に対する刑罰」、八〇頁。
- (43) 前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九五頁参照。
- (44) 石井良助編『徳川禁令考 別巻』創文社、(一九六一)一九八一年、一一六―一七頁・石井良助編『徳川禁令考 後集IV』創文社、(一九六〇)一九八一年、五八―五九頁・前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九三―九四頁参照。
- (45) このような例外をつくるに至った背景には、「三州岡崎宿尾張殿足輕致乱心、駕籠昇人足切殺候、是八至而輕キもの二候故、不及下手人、御構無之候、自今其心得可有之事」という享保十九年の判例がある(前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九四参照)。
- (46) 前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』九三―九四頁参照・前掲『徳川禁令考 別巻』一二二頁参照。
- (47) 前掲「仙台藩の乱心者に対する刑罰」、七九頁。
- (48) 同書、八一頁参照。
- (49) この姿勢は他の事例からも読み取れる。たとえば、寛政三(一七九二)年三月二日に切腹させられた朝比奈弥次郎の件が興味深い。大隈三好が『切腹の歴史』(一九七三)一九九五年)において、切腹申渡の覚書を例としてこの話を掲げている。

寛政ノ度ニハ、キハ立タル御取ハカラヒモ有ケリ、其頃封廻状ト云ルノ文、

御小姓組

仙石伯耆守組

朝比奈弥次郎

御預ケ先本多伊

予守於<sub>レ</sub>宅切腹

右松浦越前守申渡、為<sub>二</sub>檢使<sub>一</sub>中川勘三郎相越越州ハ大目付、中川ハ

御目付、三月二日ナリ、

又封廻状ノ文 松浦越前守江

朝比奈弥次郎

右弥次郎儀、切腹被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、別紙書付之通、本多伊予守宅江相越可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候、尤右之趣、伊予守江も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>達候、

申渡之覚

朝比奈弥次郎

其方儀、乱心とは申ながら、御徒水野藤三郎を令<sub>二</sub>切害<sub>一</sub>候ニ付、切腹被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>者也、(後略)(大隈三好、一九七三、『切腹の歴史』雄山閣、一九九五年、一一八頁)。

朝比奈弥次郎が御徒の水野藤三郎を殺害し、切腹に処されたのはこの事件の趣旨である。その際、朝比奈のことを「乱心とは申ながら」、つまり乱心していた(とされる)ことは認識されたと書かれているが、この場合は乱心が刑罰の免責事由にならず、「死刑自体を免れることはなかったのである」。

(50) 前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』一〇〇頁。

(51) 同書、一〇一頁参照。

(52) 同書、一〇五―一〇六頁。

## 参考文献

- 石井 厚「仙台藩の乱心者に対する刑罰」（土佐林一教授退官記念論文集編集委員会編『障害児教育と構成能力ブロック検査・土佐林一教授退官記念論文集』所収）、一九九一年、七五―八二頁。
- 石井良助『刑罰の歴史（日本）』（『法律学大系第二部』）日本評論社、一九五二年。
- 、一九六四、『江戸の刑罰』中央公論社。
- 石井良助編『徳川禁令考 後集 IV』創文社、（一九六〇）一九八一年。
- 、『徳川禁令考 別巻』創文社、（一九六一）一九八一年。
- 岩崎大輔・新福尚隆「江戸期における精神障害者の法的処置に関する研究」『精神医学史研究』Vol.13 No.2、二〇〇九年、九六―一〇六頁。
- 大隈三好『切腹の歴史』雄山閣、一九七三年。
- 岡田靖雄「弘前藩『御国日記』にみる乱心および自害」『日本医学史雑誌』第五七号第三号、二〇一一年、三四三―三五〇頁。
- 新村 出編『広辞苑』第六版、岩波書店、二〇〇八年。
- 高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣、一九八八年。
- 中田薫『法政史論集 第三卷上』岩波書店、（一九四三）一九七二年。
- 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典』第二版、小学館、二〇〇二年。
- 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、（一九六〇）一九八八年。
- 『江戸の罪と罰』平凡社、（一九八八）二〇一〇年。
- 昼田源四郎「近世日本における民衆の狂気観について」——『日本精神医学思想史』序説——『社会精神医学』第一卷第一号、別冊、星和書店、一九七八年、七七―九二頁。
- 『疫病と狐憑き―近世庶民の医療事情―みすず書房、一九八五年。
- 「日本古代と近世における狂気と犯罪―責任能力についての判断を中心に―」中谷陽二編『精神障害者の責任能力

―法と精神医学の対話―、金剛出版、一九九三年。

細川亀市「徳川刑法に於ける乱心者と幼年者」『林志学法』五四号、一九四三年、一一二―一二頁。

〔謝辞〕 本研究は「SPS 科研費」P20K13306 の助成を受けたものです。